

U A Eにおけるラマダン期間中の生活上の注意事項
主な罰則、当館の開館時間等

令和3年4月12日
在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- ラマダン期間中は、通常期よりもイスラム教徒への配慮が望まれる期間となるため、公共の場での飲食や喫煙は厳に控え、露出の多い服装は避けてください。また、交通事故も増加する傾向にあるため、ご注意ください。
- ドバイ当局によれば、1月下旬から開始した集会の人数等の制限や飲食店での着席人数制限、ホテル等でのエンターテイメントの停止に関する措置は引き続き継続中です。
- ラマダン期間中、当局は新型コロナウイルス関連の予防措置の遵守状況の確認、検査を強化すると発表しており、予防措置等従わない場合の罰則も引き続き有効です。現在の主な制限や罰金は本文を御参照ください。
- ラマダン期間中、当館の領事窓口時間は通常より1時間短縮し、平日9:00～13:30となります。また、感染予防対策の観点から「予約制」を維持します。

【本文】

1 ラマダン期間中の生活上の注意事項

4月13日頃から1か月間、ラマダン（断食月）に入るとされます。この期間中、イスラム教徒は日の出から日没まで断食を行います。また、U A E政府機関の執務時間が短縮され、大半の飲食店は日中の営業を自粛するなど、通常期よりもイスラム教徒への配慮が必要となる期間となるため、不要なトラブルを避けるために以下の点に十分ご注意ください。

(1) イスラム教徒以外であっても、日中に公共の場での飲食（ガム、アメ、水分補給を含みます）、喫煙等は避けてください。これらをした場合イスラム教の戒律を軽視していると受け止められ、周囲のイスラム教徒とトラブルなる場合や、警察官から注意や事情聴取を受けることがあり、場合によっては罰金等の処罰の対象となり得ます。また、外出時は短パンやノースリーブ等の肌の露出の多い服装は避け、平素以上にイスラム教の慣習を意識するように心がけてください。

(2) 一般的に、「ラマダン期間中は交通事故が増える」と言われています。断食をする運転手も多いため、運転中の集中力、判断力、忍耐力が低下し、運転が荒くなる傾向にあります。また、運転に限らず些細なやりとりが大きなトラブルに発展する可能性があります。

(3) U A E政府機関の執務時間が短縮されるため、当局における各種届出、申請等の窓口が混雑する傾向にあります。

(4) その他にも、近年、ラマダン期間中及びその前後の期間には世界中で多数のテロ事件が発生していることから、本メール末尾に掲載している日本外務省海外安全ホームページをご確認いただくとともに、安全の確保に十分注意を払ってください。

2 ドバイにおける新型コロナウイルス関連の予防措置の遵守

ドバイ当局は予防措置の遵守状況を確認するため、各所での検査を強化する他、マスクの着用や社会的距離の確保等の予防措置を「意図的に無視」していると認められる場合には、厳しい罰則を科すとしています。また、住民に対し、当局が発表した各種措置を遵守していない事案を発見した場合には、ドバイ警察に通報するよう呼びかけています。

(1) 1 月下旬から開始された以下の措置が継続中ですので、ご注意ください。(4月12日、当館から当局に確認)

ア 結婚式、社交行事 (social events) 及び私的な集まり (private parties) は、その開催場所がホテルか自宅であるかを問わず、出席者は一親等以内の親族のみとし、出席者の最大人数を「10 人」に制限する。

イ 飲食店におけるテーブルの間隔は「3m」とし、一つのテーブルの着席上限人数を「7 人」(カフェの場合は4 人) とする。

ウ フィットネスセンターやジムにおけるスポーツ器具間の距離及び利用者間の物理的な距離を、「3m」とする。

エ ホテル、レストラン、クラブに発行された全てのエンターテイメントの実施許可を一時停止する (DJ 音楽、生演奏、バンド演奏、カラオケ、ダンス等)。

(2) 現時点で有効な主な規制及び違反した場合の罰金は以下のとおりです。(4月12日、当館がドバイ警察に確認)

ア マスクの常時着用 (外出時、出勤時、職場でも常時着用が必要) : 罰金 AED3,000

イ 人同士の社会的距離「2m」の確保 : 罰金 AED3,000

ウ 車両の最大乗車人数 : 罰金 AED3,000

(ア) セダン型タクシー : 乗客の中に 14 歳以下の子どもを含む場合、運転手の他に 3 人の乗車が可能。大人 3 人の乗車は不可。

(イ) 3 列シートのパン型タクシー : 運転手の他に大人 4 人まで可能。

(ウ) 私用車/自家用車 : 運転手の他に 2 人まで可能。ただし、2 親等以内の同居家族の場合は 3 人以上の乗車も可能。

エ 集会の制限 : 主催者 AED50,000、参加者 AED5,000~10,000/人

オ 当局からの指導に基づく検疫指示に従わない場合 : 罰金 AED 50,000

3 当館の領事窓口時間の変更

ラマダン期間中の領事窓口時間は、通常期より 1 時間短縮し、平日 (日曜~木曜) 9:00~13:30 となります。当館では来館者同士の感染防止を最優先とし、領事窓口は引き続き「予約制」を維持します。事前にメールでのご連絡や事前の必要書類のメール送付がない場合には、窓口にお越しいただいても申請・相談をお受けできないことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

電話交換業務 08:00-14:00

領事窓口業務 09:00-13:30 ※予約制

4 その他留意事項

(1) UAE当局は、新型コロナウイルスの予防措置を確認するための査察キャンペーン等を行なって各種制限の取組状況に対する監視を強化しており、違反した個人について検挙し又は警告し、事業者には施設の閉鎖を命じたなどと公表しています。また、ショッピングモール等の各商業施設や航空会社などは個別の制限を設けていることがあり、利用者にはその遵守が求められます。加えて、各首長国によって制限や罰金が異なります。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、これらの点にご注意くださるようお願いいたします。

(2) 本メールに掲載した情報は4月12日時点のものであり、UAE当局による措置は今後も予告なく変更され又は追加されることが予想されます。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、十分な感染予防策をとるとともに、当局の発表等、最新の情報の入手に努めてください。

【本件に関する参照先】

○外務省海外安全ホームページ

(4月7日付：広域情報 ラマダン月に関する注意喚起)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C057.html

○UAE当局による発表

(4月6日付：国家緊急危機災害局 (NCEMA) によるラマダン期間中の注意事項等)

<https://twitter.com/NCEMAUAE/status/1379457826603458561>

(3月18日付：ドバイ危機管理災害対策最高委員会によるラマダン期間中の予防措置等)

<https://mediaoffice.ae/en/news/2021/March/18-03/Dubai-Supreme-Committee-of-Crisis-and-Disaster-Management>

(1月22日付：集会の人数制限の変更 (1月27日以降適用))

<https://twitter.com/DXBMediaOffice/status/1352678447756275714>

(1月22日付：レストラン等におけるテーブルの距離、着席人数上限の変更等)

<https://twitter.com/DXBMediaOffice/status/1352683664753229825>

(1月22日付：ジムのスポーツ器具や利用者間の物理的な距離の変更)

<https://twitter.com/DXBMediaOffice/status/1352699183212474372>

【一般的な参考情報】

○ドバイメディア局公式 Twitter : <https://twitter.com/DXBMediaOffice>

○ドバイ保健庁 (DHA) 公式 Twitter : https://twitter.com/dha_dubai

○ドバイ警察公式 Twitter : <https://twitter.com/dubaipolicehq>

○外務省海外安全ホームページ : <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○たびレジ : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

○厚生労働省 (日本への入国に関する情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

在ドバイ日本国総領事館

電話 : +971-(0)4-293-8888 (日~木曜 08:00-16:00、ラマダン中は 08:00-14:00)

F A X : +971-(0)4-332-4474

所在地 : 28th Floor、Dubai World Trade Centre、UAE

メール : ryouji@du.mofa.go.jp

ホームページ : http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※本メールは、在留届提出者及びたびレジに登録されている方に送付しています。

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html
